

東方官衙地区の調査

—第466次

1 はじめに

本調査は、東方官衙地区における4回目の調査である。2007年度の第429次調査の南北調査区より12m南の位置から、東西6m、南北111mの調査区を設定した。調査面積は666㎡である。南端18m分(108㎡)は1966年度の第29次調査区と重複する。調査は2010年1月18日に着手し、2010年4月28日に終了した。表土剥ぎ前に遺跡・調査技術研究室の協力を得て調査区および周辺のレーダーによる地中探査をおこなった。これまでの東方官衙地区の調査と同じく、官衙区画と区画内の建物配置、基幹排水路の行方の解明を目的とした。

2 既往の調査成果

第406次(2006年度)と第429次(2007年度)の調査では、東方官衙地区の中央を南北に流れる基幹排水路(SD2700)を挟んで東西に並ぶ官衙区画を確認した。第406次では東区画内で東西51m、南北120m以上の範囲が築地塀で区画されていたことを確認し、その中に大規模な基壇をもつ礎石建物を確認した。第429次では西区画内で東西に並ぶ倉庫とみられる総柱礎石建物を、東区画内では掘立柱建物と、有機質遺物を多量に含む土坑SK19189を確認し、南端で築地塀の北雨落溝とみられる溝を検出した。2008年度(第440次)にこの土坑の全貌を調査したところ、木簡や多数の木製品が出土し、宝亀3年(772)頃の衛府改編ともなう建物の建て替えの際のごみが焼却された可能性が指摘された。またその下層から糞便の廃棄土坑も検出した。

3 地形と層序

調査区内の地形は北から南へ緩やかに傾斜し、トレンチのほぼ中央部の北端から約56mの位置に、現地表で約0.8mの水田造営にともなう段差がある。また全体的に西から東へ向かってわずかに傾斜している。

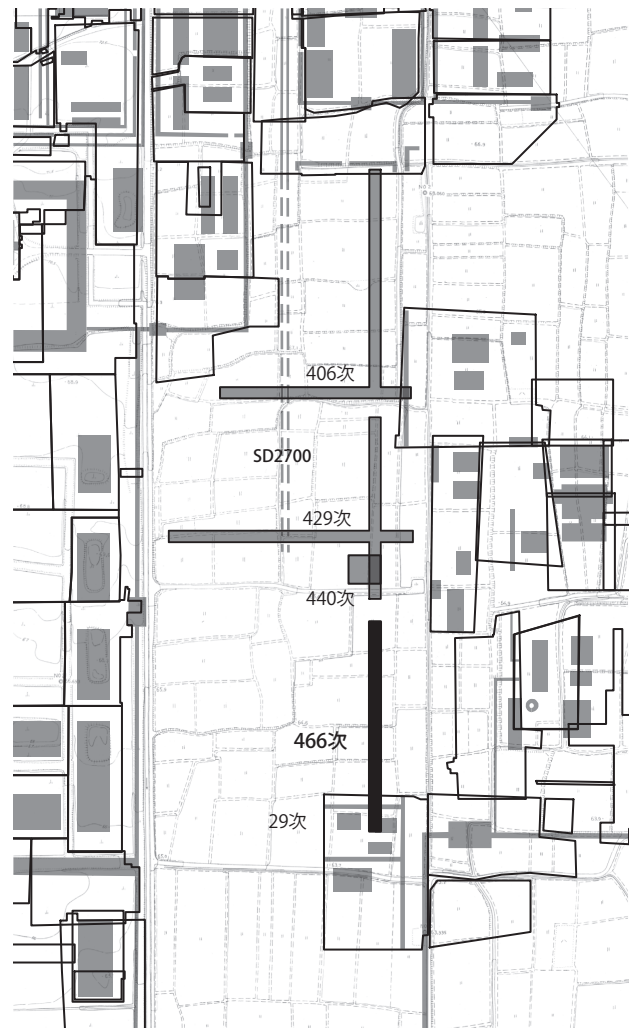


図185 第466次調査区位置図

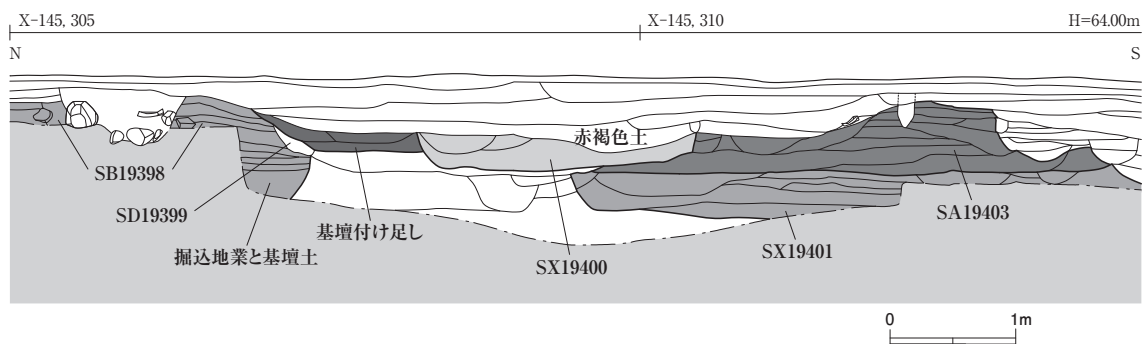


図186 土層断面図 (SB19398・SX19400・SX19401・SA19403) 1 : 150



図187 調査区北半（南東から）



図188 調査区南半（北東から）



図189 SD19394（西から）



図190 SX19401（西から）

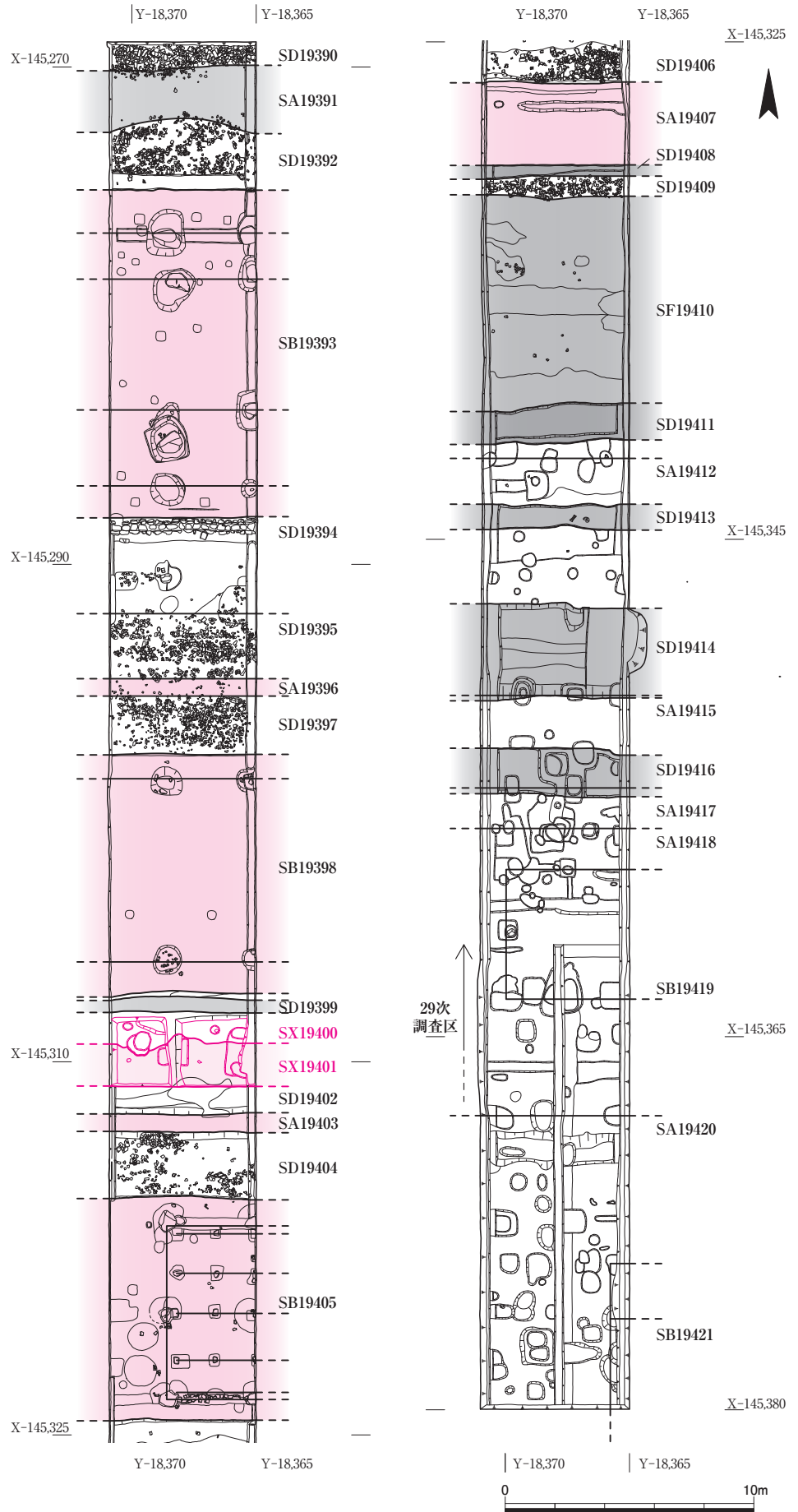


図191 第466次調査遺構平面図 1 : 250

旧耕作土と床土を除去すると、その直下で礫を多く含む包含層が露出する部分と、遺構面が露出する部分がある。礫を含む包含層は調査区北半の北端のみに薄く分布し、南半では全体に厚く堆積していた。地中探査では、礫の少ない北半部で良好なデータが得られた(『紀要 2010』)。

調査区中央部の段差を挟んで南北で遺構の遺存状態がかなり異なる。北半では、全体に整地土からなり、現地表面から15～30cm程度で遺構を確認した。遺構の遺存状態はさわめて良好である。地山は青灰色粘質土で、この上に少なくとも0.9～1mの整地をおこなっている。調査区南半は、平城宮廃絶後の水田造営により大きく削平されており、現地表面から0.3～0.6mで遺構を確認した。遺構確認面は整地土および地山である。地山は調査区中央付近は青灰色もしくは黒色の粘質土で、調査区南端の第29次調査区付近では白色砂質土と黒色粘質土が互層となっている。遺構の遺存状態は悪い。

4 検出遺構

発掘調査の結果、今回調査区ではSD2700に相当する大規模な基幹排水路は検出されなかった。レーダーによる地下探査の成果とあわせると、東方官衙の中央を流れる基幹排水路は、このブロックを貫いて南流すると考えられる。そのため、今回の調査区は基幹排水路の東側の区画に相当する範囲にあたる。東西方向の築地塀4条、礎石建物3棟、道路1条を検出し、その南では東西溝4条と掘立柱塀5条、掘立柱東西棟建物2棟を確認した。

建 物

SB19393 基壇をともなう桁行3間以上、梁行2間の身舎の南北に廂をもつ東西棟礎石建物。SD19392を北側の雨落溝、SD19394を南側の雨落溝とする。身舎の柱間は東西約3.3m(11尺)、南北約2.4m(8尺)。廂の出は北廂が約2.1m(7尺)、南廂が約3m(10尺)。基壇の南北幅は約13.5m(45尺)。身舎と北廂の礎石は一部が抜き取られて近くに落としこまれているが、他はほぼ原位置に遺存し、礎石据付掘方を確認できる。南廂の礎石は後世に抜き取られて遺存しない。北廂の礎石の1つが花崗岩で、他はすべて安山岩である。礎石の大きさは0.9～1.2mである。SD19394は未加工の花崗岩や安山岩による幅約0.3mの石組溝で、南側石の上面のレベルが北の側石よりも

約0.2m低くなる。北側に瓦が散在する。基壇は遺構確認面(残存する基壇上面)から約0.6m以上の深さまで、版築および掘込地業がおこなわれている。

なお、この建物は、基壇の南縁において、石組溝を埋め立て、基壇を付け足している。灰色砂質土と黄褐色粘質土が互層になり、石組溝北側石上面まで約0.3mの厚さで堆積する。付け足された基壇の南北方向の幅は約1.2mである。

SB19398 基壇をともなう桁行3間以上、梁行2間の東西棟礎石建物。SD19397を北側の雨落溝、SD19399を南側の雨落溝とする。礎石は後世に抜き取られているが、柱間は桁行約3.3m(11尺)、梁行約3.6m(12尺)と推定される。基壇の南北幅は約10.2m(34尺)。基壇は遺構確認面(残存する基壇上面)から約0.8mの深さまで、版築および掘込地業がおこなわれている。基壇の南縁に南北長さ約1.1mにわたって、明黄褐色粘質土を積んで、基壇南縁を付け足している。この土層はSX19400に壊されているため、付け足された基壇の幅は不明である。

SB19405 基壇をともなう桁行2間以上、梁行2間の東西棟礎石建物。柱間は桁行、梁行ともに約3.3m(11尺)。SD19404を北側の雨落溝、SD19406を南側の雨落溝とする。建物内に南北約1.5～1.8m(5～6尺)、東西約1.5m(5尺)間隔で東石が配置されているため、床張りの礎石建物と考えられる。礎石と東石は原位置で遺存する。礎石は約60～90cmの扁平な未加工の安山岩である。東石は安山岩のほかにチャートや凝灰岩など石材が一定しない。凝灰岩の東石は長方形に整形されるが、他の石材の東石は未加工の扁平な亜円礫である。

基壇の南北両側に瓦が多数散在する。中央の礎石の抜き取穴の上に、東石が設置されているため、総柱礎石建物を床張りの建物に造り替えたことがわかる。また南の礎石間に壁にともなう瓦列が遺存する。平瓦が東西方向に2列、少なくとも2段以上積まれている。基壇は礎石上面から約0.5mの深さまで、版築および掘込地業がおこなわれている。土層断面の観察によると基壇南縁において、南側の雨落溝とみられる溝を埋め立てて、南北約1.2mの長さにわたって、黄褐色粘質土が堆積する。このため基壇南縁を約1.2m付け足しているとみられる。

レーダー探査の成果からみても、基壇は調査区の西側にも続いており、建物も展開する可能性があるが、東石

の状況からみると、床張りは続かない。別棟の可能性も考えられる。

SB19419 桁行3間以上、梁行2間の東西棟掘立柱建物。柱間は約2.4m（8尺）。柱掘方は約0.9m四方。南側柱を第29次調査で検出し、西妻と北側柱にあたる柱穴を今次調査で検出した。

SB19421 桁行6間、梁行2間を身舎として北に1間の廂をもつ東西棟掘立柱建物。身舎の柱間は桁行約2.1m（7尺）、梁行約2.7m（9尺）、廂の出は約2.1m（7尺）。第29次調査で検出した建物で、今回調査区ではその西側の妻柱列の一部を再検出した。柱掘方は約1m四方。

築地塀

SA19391 東西方向の築地塀。SD19390を北側の雨落溝、SD19392を南側の雨落溝とし、多数の瓦が散在する。SD19392はSB19393の北側の雨落溝と区別ができなかった。築地塀基底部の幅は約2.1m（7尺）。平城第429次調査区の南端で検出した溝はこの築地塀と約16m離れており、この間は東区朝堂院東門に至る東西方向の宮内道路になると想定される。したがってこの築地塀が、SB19393、SB19398、SB19405で構成される官衙区画の北限になる。

SA19396 SB19393とSB19398を区分する東西方向の築地塀。SD19395を北側の雨落溝、SD19397を南側の雨落溝とし多数の瓦が散在する。SD19397はSB19398の北側の雨落溝と区別ができない。基底部の南北幅は約1.3m。

SA19403 SB19398とSB19405を区分する東西方向の築地塀。築地塀本体の版築が約0.5m遺存する。SD19402を北側の雨落溝、SD19404を南側の雨落溝とし、きわめて多数の瓦が散在する。SD19404はSB19405の北側の雨落溝と区別ができなかった。築地塀本体の基底部の幅は約0.8m。

SA19407 SB19405とSF19410を区分する東西方向の築地塀。幅約3mにわたって整地がみられる。しかし水田造営にともなう段差により築地塀の基底部まで削平されており、その幅は不明である。SD19406を北側の雨落溝、SD19409を南側の雨落溝（後述のSF19410の北側溝を兼ねる）とする。南北の雨落溝に多数の瓦が散在する。SD19406はSB19405の南側の雨落溝と区別ができなかった。この築地塀の南に東西方向の宮内道路SF19410が通るため、この築地塀がSB19393、SB19398、SB19405からなる官



図192 SD19392・SA19391・SD19390（東から）

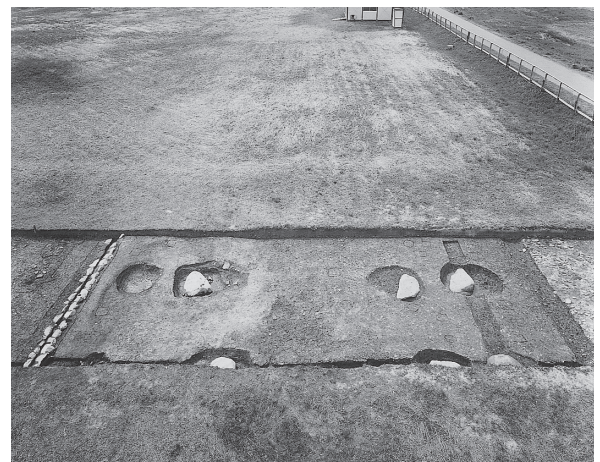


図193 SB19393（東から）



図194 SB19405（東から）

街区画の南限となる。

掘立柱塀

SA19412 東西方向の掘立柱塀。柱間は約2.4m（8尺）。2間分検出した。柱掘方は約0.9m四方。SD19411とSD19413を南北の雨落溝とする。

SA19415 東西方向の掘立柱塀。柱間は約2.1m（7尺）。2間分検出した。柱掘方は約0.7～0.9m四方。

SA19417 東西方向の掘立柱塀。柱間は約2.4m（8尺）。1間分検出した。柱掘方は約0.6m。

SA19418 東西方向の掘立柱塀。柱間は約2.4m（8尺）。2間分検出した。柱掘方は約0.6～0.9m四方。

SA19420 第29次調査で12間分を検出した東西方向の掘立柱塀。柱間は約3m（10尺）。今回調査区では2間分を再検出した。柱掘方は約0.6m四方。

溝

SD19413 幅約1m、深さ約0.2mの東西溝。埋土に土器と焼土、炭化物を多量に含む。

SD19414 幅約3.8m、深さ約0.3mの幅の広い東西溝。

SD19416 幅約2m、深さ約0.2mの東西溝。

道路

SF19410 南と北に幅約0.4～1mの側溝をもつ幅約9m（30尺）の東西方向の道路。調査区東端には硬化面が部分的に遺存する。

不明遺構

SX19400 SB19398とSA19403の間の空閑地において南北3m東西2.7m以上の長方形の土坑状の遺構を検出した。東端は調査区外に続くため検出していない。深さは約0.5mで、底面は平らである。埋土には砂が多く含まれ、瓦が多量に出土した。軒平・軒丸瓦も多数出土した。

このSX19400は、SB19398の基壇南縁の付け足し土である明黄褐色粘質土と築地塀SA19403にともなう整地土面から掘り込まれ、整地層の赤褐色土に覆われる。そして上面を覆う赤褐色土は築地塀SA19403の落下瓦に覆われている。

SX19401 SB19398とSA19403の間の空閑地において、SX19400の下層の黒色粘質土から木製品と木簡が出土した。この土層の性格については、珪藻分析からは平城宮遷都当初のくぼ地の水溜りにたまった自然堆積土とは解釈できず、むしろ人為的な整地層と評価すべきである。地山とみられる青灰色粘質土と黒色土を25～30cm程度

の深さで緩やかに切って堆積していた。自然にできたくぼみを埋め立てた整地土とすべきかあるいは、青灰色粘質土や黒色土を掘りくぼめた範囲の埋土とすべきかは判断がつかない。このため、この黒色粘質土の範囲を不明遺構として報告する。今次調査区では北端を検出したが、南端はSB19405の基壇直下に続き検出できなかった。東西の端も調査区外へと続いていた。

SX19401には調査区東端において箸や籌木などの木製品や葉、草など有機物が塊状に分布する箇所があり、この中から多数の削屑を含む木簡が出土した。このため、黒色粘質土を一部土ごと取り上げた。コンテナで52箱分である。土器は少ないが緑釉香炉が出土した。このSX19401上で、柱掘方約0.9m四方の柱穴を1基検出した。このため、SX19401による整地がおこなわれた後に、掘立柱の構築物が建てられていたことがわかった。しかし調査範囲が狭く、掘立柱による遺構の性格は不明である。

（国武貞克）

5 出土遺物

金属製品（図195）

今回の調査で出土した金属製品は、SB19405の基壇上から出土した石突状鉄製品1点のみである。厚さ0.4cmの鉄板を折り曲げて、石突状につくる。側面形態はU字形を呈し、直径3.6cmの上端部から下端部に向けて緩やかに径をすぼめてゆく。上端部は欠損しており、残存長は7.3cmである。X線写真を観察すると、鉄板の合わせ目がかすかに確認できる。石突のような用途が想定されるが、実物およびX線写真を観察しても、目釘のようなものは確認できない。

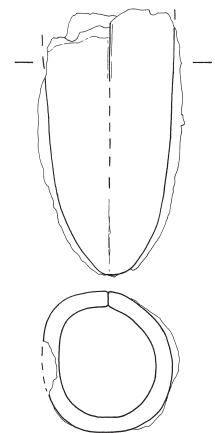


図195 石突状鉄製品

（諫早直人）

土器（図196）

第466次調査では、整理箱で16箱の土器が出土している。以下、SD19414出土土器（図196-1～3）と、SX19401の黒色土出土土器（図196-4～6）について述べる。

1は土師器杯B蓋。器表面の大部分が剥落しているが、頂部にはヘラミガキをとどめている。2は土師器皿AⅡ。

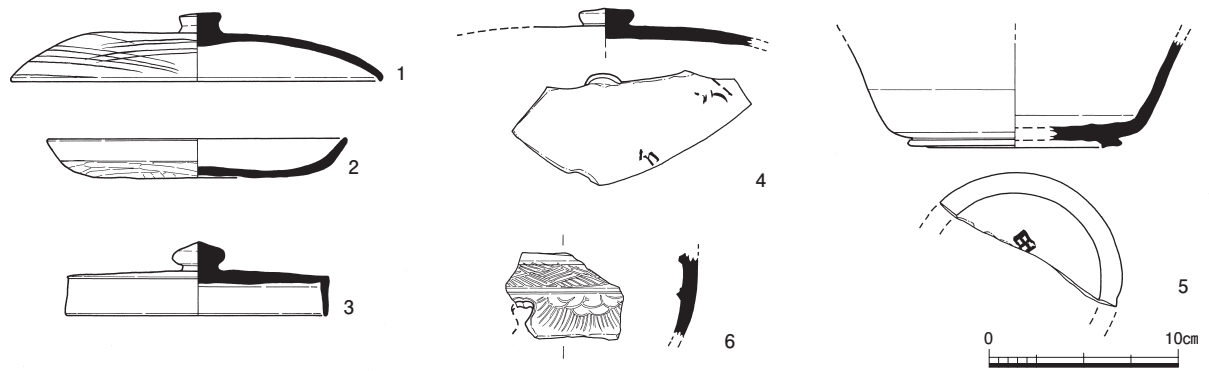


図196 第466次調査出土土器 1:4

表31 第466次調査 出土瓦磚類集計表

軒丸瓦			軒平瓦			その他		
型式	種	点数	型式	種	点数	型式	点数	
6133	Ka	6	6663	A	1	鬼瓦	3	
	Kb	1	6666	A	4	道具瓦 (奈良)	1	
	K	6	6681	C	1	道具瓦	3	
	P	1	6682	A	13			
	?	2	6685	D	1			
6135	?	2	6694	A	1			
6225	C	1	6721	G	1			
6291	Ab	1		?	1			
6308	Aa	1	型式不明 (奈良)		7			
6311	B	1						
	F	1						
古代		1						
型式不明 (奈良)		7						
軒丸瓦計		31	軒平瓦計		30	その他計		7
		丸瓦			平瓦			磚
								凝灰岩
重量	313.144kg		1361.23kg		5.444kg	5.444kg		
点数	3358		20914		5	30		

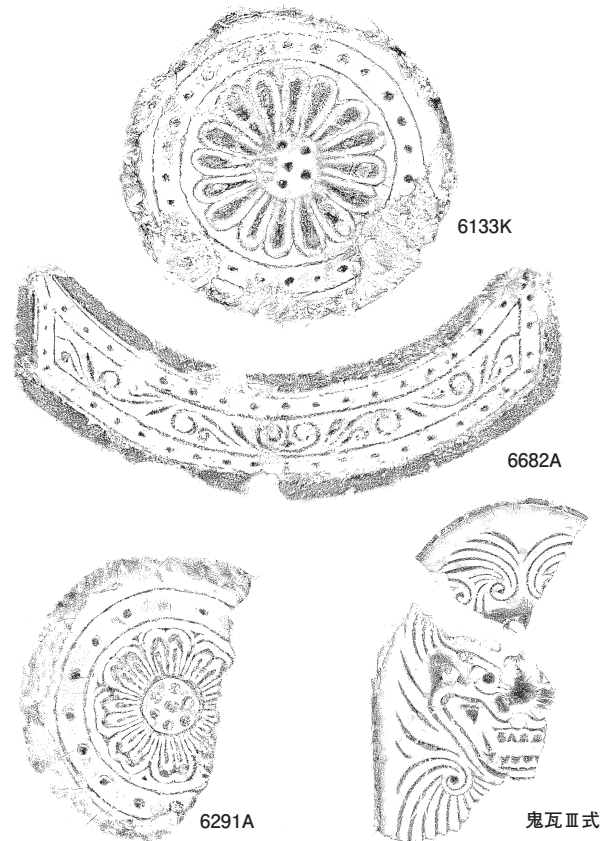


図197 第466次調査 出土瓦 (1:4 鬼瓦のみ1:8)

底部をヘラケズリで整え、口縁部はヨコナデで仕上げる。灯明器である。3は須恵器壺A蓋。平坦な頂部には茶褐色の自然釉がかかる。

4は須恵器杯B蓋。内面に広く墨痕をとどめた転用硯で、「万」の墨書がある。5は須恵器杯B I。底部外面に「田」と墨書する。6は緑釉香炉片。上半と下端が欠失する。圏線で上段・下段を区画し、上段には斜格子文を市松に配しており、下段には花卉を思わせる文様を刻印している。また、下段には透孔がある。釉色は淡緑色で、胎土は白色・軟質である。(森川 実)

瓦 磚 類

今回の調査で出土した瓦磚類は表31・図197のとおりである。このうち、奈良時代前半の軒瓦は、軒丸瓦6135、6225C、6291Ab、6308Aa、6311B・Fの計7点、軒平瓦

6663A、6666A、6681C、6685D、6694A、6721Gの計9点である。奈良時代後半では軒丸瓦6133K (Ka、Kbを含む)が13点、6133Pが1点、軒平瓦6682Aが13点ある。6682Aはすべて曲線顎である。出土遺構でみると、SX19400から6133Kが9点、6682Aが4点のほかに、6135が2点、6291Ab、6308Aa、6311B・Fが出土している。このほか、SD19397で6682A、6681Cが各1点、赤褐土から6311Bが1点、6682Aが2点、SD19404から6133Kaが2点、6682Aが1点出土した。

これらの遺構は、SB19398およびその南北に位置するSA19396、SA19403に近接することから、出土した軒瓦は、これらの遺構の所用瓦の可能性が高い。型式の数からみると、奈良時代後半の6133Kと6682Aの組合

せが成立する。鬼瓦Ⅲ式はSD19402から出土しており、SB19398で使用されたと考える。

以上より基壇付け足し後の建物および築地塀は、天平17年(745)の平城遷都後の造営とみられる。(今井晃樹)

木 簡

木簡は、基壇建物SB19398の南側、築地塀SA19403との間の部分の位置で、基壇構築にともなう造成土下層のSX19401から出土した。出土点数は、約2100点(うち削屑2000点)である。木簡が出土した土層は、地山上に堆積する有機質を多量に含む黒色粘質土である。この土層にはその上面から掘り込まれた遺構(柱穴と土坑)があり、かつ厚さ20～30cmで面的に広がることからみて、下層遺構の構築にともなう整地土の可能性が考えられるが、検出範囲が部分的であるため、土坑状の遺構の可能性も含めてその性格についてはなお未詳とせざるを得ない。

主要な木簡の釈文を図198に掲げた。(1)は完形の付札。大伴直官足は、神亀元年(724)2月に陸奥国の鎮所に私穀を献上して外従八位上から外従五位下に昇ったことが知られる(『続日本紀』同月壬子条)。この時12人が献物叙位にあずかっており、『続日本紀』はその身分を明示していないが、外位の9人は陸奥国内外の地方豪族とみられていた。豊嶋郡は摂津国と武蔵国に所在するが、献物叙位との関わりからみて、大伴官足が大領をつとめる豊嶋郡は武蔵国豊嶋郡と考えられ、従来の想定を裏づけた。「書」の付札は類例がないが、この献物叙位に関わる申請書類などの可能性が考えられよう。いずれにしても養老年間から神亀年間にかけての木簡とみてよい。

(2)～(5)は削屑。(2)は3文字しか残らないが、舍人親王を指すとみられる。舍人親王は養老2年(718)正月に一品に昇叙しているから、それ以降の木簡である。親王本人ではなくその従者に関わる考選木簡の削屑とみられる。(3)の阿倍他田麻呂は、養老年元(717)8月に安倍他田朝臣の氏姓をたまわった他田万呂とみられる(『続日本紀』同月庚午条)。(4)は大学寮と記していたとみられる削屑。(5)の王玉部は壬生部の意味であろう。

(6)～(9)は習書木簡。(6)は折敷の底板の断片に習書する。中でも「式部省宣」が目される。(3)の阿倍他田麻呂が助の職にあった散位寮も式部省被管官司であり、(1)も献物叙位に関わる木簡であるとすれば式部省との関係が濃厚である。

(8)は楔状の加工木片で、国名以外にも多数の習書がある。(9)は郷里制下の地名表記を記し、年代的にも(1)～(3)から知られる木簡群全体の傾向に相応しい。「参河国賀」は参河国賀茂郡。「緑野」の地名としては上野国緑野郡が想起されるが、この木簡の緑野里は郷里制下のコザトなので、参河国賀茂郡某郷緑野里の可能性も否定できない。

(10)と(11)は、巻を単位として数える舗設用の物品の付札。具体的な品目は不詳。木簡の大きさの割には数量が多く、小型の品物とみられる。(12)は完形の銭の付札。(13)は千字文の冒頭部分「千字文勅」の習書がある木簡。釘の調達に関する文書木簡の余白に、天地逆のものも含めて多数の習書を施している。ただし、腐蝕が著しく詳細は不明。

今回出土した木簡は、釈読できない削屑が大半である。しかし、内容を読み取れるわずかな木簡には顕著な特徴が見出せる。第一に、数少ない中に(1)～(3)のように『続日本紀』と対応する内容の木簡がまとまって含まれていることである。役所の日常業務を伝える断片的な情報が主体の木簡としては、これは稀有のことといてよい。第二に、木簡を使用した官司について、一定のまとまりが考えられることである。式部省宣、散位寮助、大学寮、そして献物叙位に関わる付札など、基本的に式部省との関わりを越えるような木簡は含まれていない。荷札木簡がなく、削屑が多量にあり、わずかではあるが(2)のように考選木簡に由来するとみられる削屑が含まれているのは、官人の考選や人事を担当する式部省の木簡としての一般的な特徴を備えているといてよい。

ここで思い起こさなければならないのは、養老・神亀年間頃を含む奈良時代前半の式部省は、すでに宮南東隅に想定されていることである。それは今回の木簡出土地点からは、少なくとも官衙ブロックを一つ南に隔てた場所に位置する。その根拠になったのは、官衙内の井戸SE14690から出土した、考選木簡の削屑を中心とする約4700点におよぶ木簡群であった(『平城宮木簡六』)。この比定はまず動かないであろう。しかし、今回出土した木簡も、削屑を多量に含むことからすれば、官衙における日常業務の遺物としての性格が濃厚であり、近辺に式部省に関わる実務空間の存在を窺わせる遺物といてよいのである。

第四六六次調査出土木簡釈文

- | | | | |
|------|----------------------|---------------|-----|
| (1) | 豊嶋郡大領大伴直官足書 | 96-18-6 | 032 |
| (2) | 一品舎 | | 091 |
| (3) | 散位寮助正六位下阿倍田朝臣麻呂 | | 091 |
| (4) | 学寮 | | 091 |
| (5) | 從七位王玉部官手 | | 091 |
| (6) | 式部省宣(他ニ習書アリ) | (172)・(44)・2 | 081 |
| (7) | 豊 | (57)・(30)・8 | 065 |
| (8) | 隣国信濃越中(両面トモ他ニ習書多数アリ) | (211)・(61)・26 | 065 |
| (9) | 史生從八位 | | |
| (10) | 鋪設五十六卷 | (117)・(21)・2 | 039 |
| (11) | 八十四卷 | 90・20・3 | 032 |
| (12) | 百卅文用 | 156・25・5 | 032 |
| (13) | 千字文勅 | | |
- 〔郷カ〕
 緑野里物部足 (135)・60・5 081
- 〔大カ〕
 田朝臣麻呂 (他カ)
 阿倍 (他カ)
 直官 (他カ)
 大領 (他カ)
 豊嶋郡 (他カ)
- 〔郷カ〕
 史生從八位 (郷カ)
 参河国賀 (郷カ)
- 〔郷カ〕
 鋪設五十六卷 (郷カ)
 八十四卷 (郷カ)
 百卅文用 (郷カ)
- 〔郷カ〕
 千字文勅 (郷カ)
 道 (郷カ)
 龍 (郷カ)
- 〔郷カ〕
 豊嶋郡 (郷カ)
 大領 (郷カ)
 直官 (郷カ)
 阿倍 (郷カ)
 田朝臣 (郷カ)
 麻呂 (郷カ)
- 287・35・3 011

図198 SX19401出土木簡釈文

このように、今回出土した木簡は、部分的な調査によるものではあるけれども、平城宮における奈良時代の前半の式部省の所在地をめぐる議論に一石を投じる結果になった。式部省の大きな広がりや想定すべきか、あるいは廃棄された木簡自体に使用元からの移動を想定すべきか、俄に断案を得るのは難しい。

木簡論の立場からは、削屑を多量に含む今回の木簡群が、整地土の遺物であるのか、土坑状の遺構の遺物なのかも議論を呼ぼう。遷都当初の造営であるなら削屑が含まれることは考えにくいだが、後の建て替えにともなう整地であれば、官衙の日常業務の削屑が投棄されることも充分あり得る。削屑を多量に含むような木簡群は、最新の紀年からさほど時を経ずに投棄されるのが一般的で、上層基壇建物の建設時期についても一定の示唆を与えてくれる。しかし、基壇建物群の所用瓦は天平17年(745)の平城遷都後に降る組み合わせが卓越する。木簡から想定される年代とは15年ほどの開きがあるわけである。

このことから想起されるのは、東区朝堂院南方官衙、すなわち双子の官衙としての式部省・兵部省の成立年代である。木簡や文献史料から想定される年代(730年代前半)と、瓦から推定される年代(745年以降)との溝が埋まらないのは、今回とよく似た状況を呈する(『平城報告ⅩⅦ』4-1「史料からみた兵部省」、2005年参照)。東区朝堂院の南と東で同じ課題が浮上したことになる。

ただし、卓越する瓦が基壇拡張後の葺き替えにともなうものであれば、当初の基壇建物の造営が恭仁遷都以前に遡る可能性は否定できない。そうとすれば、基壇付け足し前の当初の基壇建物群の造営年代は、木簡から窺え



図199 第466次出土木簡

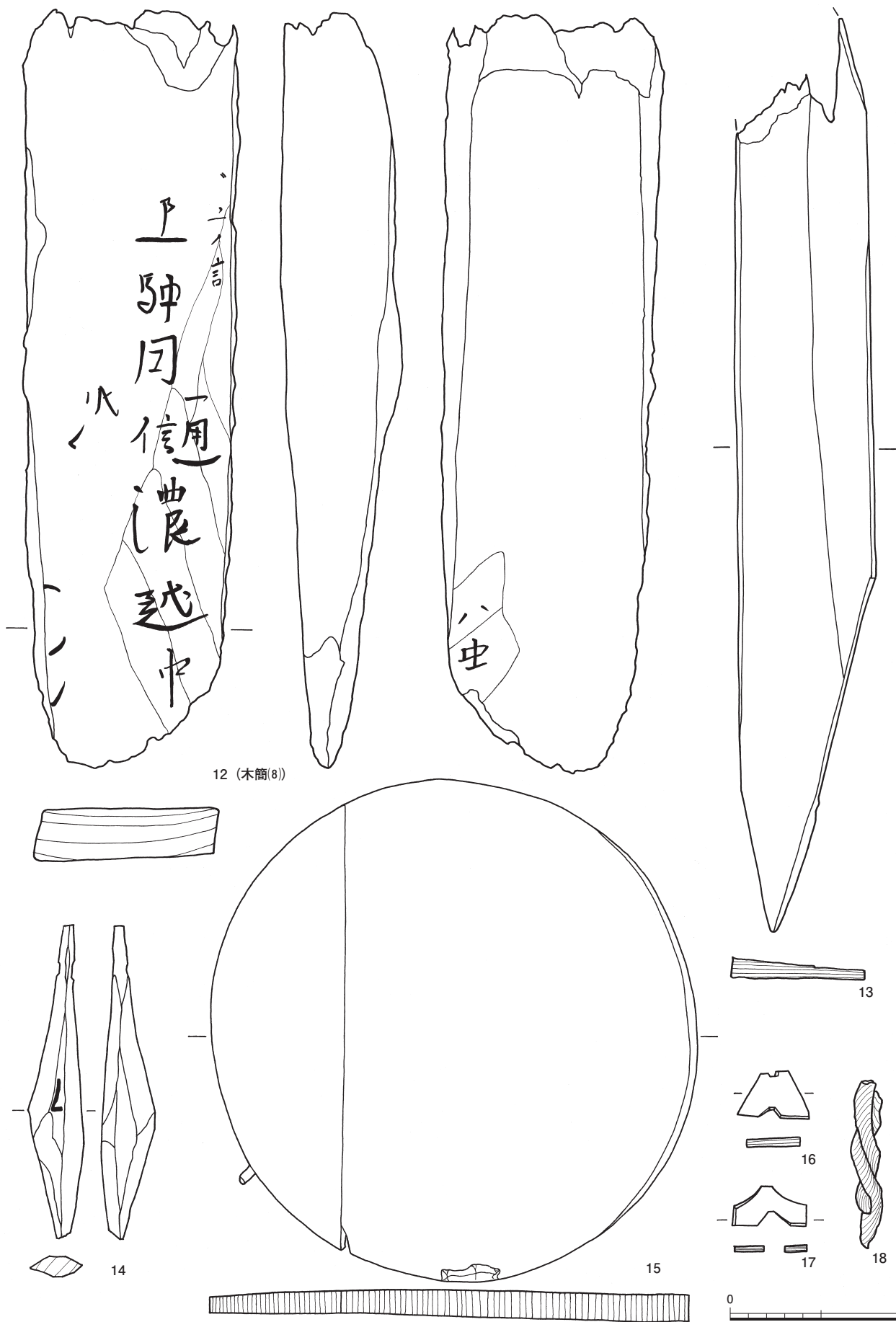
る年代と大きな齟齬をきたすことはなくなる。得られた成果とともに新たに生じた課題も大きいですが、今回の木簡出土は、地味ながら平城宮の木簡発掘史の中でも特筆すべき発見の一つに位置づけられることになろう。(渡辺晃宏)

木製品 (図200・201)

木製品はSX19401の黒色粘質土に木簡やその削屑、葉、植物の茎や種と混じって包含されていた。内容は籌木



图200 第466次出土木製品 (1) 2:3



12 (木簡8)

13

14

15

16

17

18

0 5cm

图201 第466次出土木製品(2) 2:3

(226点) やそれに関連する加工棒 (55点)、角棒 (10点)、丸棒 (6点)、多角棒 (4点)、尖端棒 (4点) が主体となる。次に箸 (28点)、容器底板 (6点)、匙 (3点) など食膳具が目立つ。ほかは燃えさし (15点)、板 (14点)、部材 (12点)、加工板 (7点)、琴柱 (2点)、斎串 (1点)、工具柄 (1点)、楔 (1点)、縄 (1点)、円形容器底板 (1点) である。以下木簡についても、重複を厭わず摘記する。

1は付札。「豊嶋郡…」の墨書がある。2は円形容器の底板。直径5.5cmで厚さが0.2cm。表面に刃物による切跡が残る。3は折敷の底板。「式部省宣」の墨書がある。4は三角形に切り取られた板。表面に「豊」の墨書があり、裏面に鉄釘が刺さる。5～7は匙。それぞれ長さが8.1cm、6.8cm、6cmである。5は墨痕がある。5・6は先端に擦痕が残る。7は先端が弧状となる。8は板。左側縁に切り込みがある。下端は切断される。「参河国」などの墨書がある。9は部材。表裏面ともに平滑。10は先端が尖る平坦な棒。11は箸。12は楔。側面は未加工の破断面。表裏面に墨書がある。13は斎串。下端が左右非対称形に尖る。14は先端の尖る加工棒。表面に墨書が残る。15は円形曲物の底板。周縁に木釘の穴があり木釘も1本遺存する。16、17は琴柱。16は上面に切り込みがある。18は縄。草を素材とする二本の紐を縫り合わせる。

6 まとめ

まず、調査区北半の異例の建物配置が目される。今次調査では、基壇をともなう東西棟の礎石建物が、築地塀を挟んで1棟ずつ建ち並んでいる建物配置を確認した。築地塀の間の距離は北から約24m (80尺)、18m (60尺)、15m (50尺) とそれぞれかなり狭いうえに、南の区画ほど狭くなる。

また、築地塀に挟まれた礎石建物の構造は3棟それぞれ様相が異なる。このように基壇をともなう礎石建物ごとに築地塀で細かく区分されている区画の様子は、これまでの平城宮の調査ではあまり例をみない。類似の建物配置をもつ官衙としては、奈良時代後半の式部省と兵部省の北半が挙げられる(『平城報告Ⅶ』)。式部省・兵部省では築地塀で仕切られた区画に礎石建物が1棟ずつ配置され、この区画は執務空間とみられている。官人の執務空間としても、各々が異なる官衙の施設なのか等、課題が多い。

礎石建物が3棟建ち並ぶ官衙区画は、北限が前述の宮内道路に、南限がSF19410により区画されていた。区画全体の南北幅は約57m (190小尺ないし160大尺) である。今回の調査で一つの官衙区画を確定し得た点も重要である。その南では東西方向の溝と掘立柱塀を挟んで、掘立柱建物が配置されており、異なる官衙区画と考えられる。

さらにレーダーによる地中探査の成果によると、調査区北半の基幹排水路SD2700以東の区画には、東西棟礎石建物が東西に2棟ずつ、南北方向に3列にわたって合計6棟並ぶとみられる(『紀要2010』)。今回はその東側の建物と築地塀を調査したことになる。地中探査によって、未発掘区を含む官衙区画の全体像を予測できたが、これは平城宮内では初めての成果である。

次に、官衙区画の配置計画についても新しい知見が得られた点を強調したい。第429次調査区の南端で想定される築地塀と、今次調査区の北端で検出したSA19391の築地塀の間の範囲の推定中軸線は、東区朝堂院東門の中軸線と一致する。このため、間に未調査区を残しているものの、両築地間は東区朝堂院東門に至る幅約12m (40小尺ないし35大尺) の東西方向の宮内道路が通っていたことが想定される。これにより、東方官衙地区の官衙区画が東区朝堂院と一体の配置計画に基づいていたと考えられる。東方官衙地区と東区朝堂院との直接の関連性が判明したのは今回調査が初めてであり、今後の調査で検証すべき点である。

これに関連して、基壇建物群が並ぶ官衙区画の造営時期について触れておく。基壇建物3棟はすべて基壇の南縁が約1.2m付け足されていた。その斉一性から大規模な建物の改修がおこなわれたことがうかがえる。この改修の時期は、出土した軒瓦から、天平17年(745)の平城還都後とされた。そこで造営時期は、これを遡るとしても矛盾がないことになる。図186に示したとおり、木簡を含む整地層SX19401は、基壇建物SB19398の掘込地業とほぼ同じレベルであり、その直上に築地塀SA19403が建つことから、基壇建物SB19398と築地塀SA19403の構築にともなう整地と考えることもできる。整地層SX19401は養老・神亀年間の木簡と削屑を含むため、基壇建物群の造営年代が、恭仁遷都以前に遡る可能性も考慮しておきたい。しかし断定は避け、今後の周辺の面的な調査と将来の検討に期待したい。(国武)